

建築基準法（以下「法」という。）第 70 条第 1 項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第 73 条第 1 項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第 2 項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第 73 条第 3 項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部指導課において一般の縦覧に供します。

平成 16 年 12 月 3 日

京都市長 梶本頼兼

1 申請者の住所及び氏名

住所 京都市上京区寺町通今出川上る五丁目歓喜寺前町 6 番地 11

氏名 湯山 哲守

2 建築協定の名称

寺町通鶴山公園かいわい地区建築協定

3 建築協定区域

京都市上京区寺町通今出川上る六丁目不動前町 3 番地、3 番地 2 及び 3 番地 3、同区寺町通今出川上る五丁目西入る桜木町 410 番地 2、410 番地 4、410 番地 6、410 番地 7、412 番地及び 412 番地 1、同区寺町通今出川上る五丁目上る歓喜寺前町 4 番地 4、5 番地、5 番地 1、5 番地 3、6 番地 2 から 6 番地 5 まで、6 番地 9 から 6 番地 12 まで、7 番地、10 番地、11 番地 1、11 番地 2 及び 12 番地並びに同区寺町通今出川上る二丁目鶴山町 7 番地 1 及び 7 番地 2

4 建築協定区域隣接地

京都市上京区寺町通今出川上る五丁目西入る桜木町 410 番地 1、410 番地 3、410 番地 5、411 番地及び 413 番地、同区寺町通今出

川上る五丁目歆喜寺前町 4 番地， 4 番地 1 から 4 番地 3 まで， 4 番地 5， 4 番地 6， 5 番地 2， 6 番地 6， 6 番地 7， 8 番地及び 9 番地並びに同区寺町通今出川上る二丁目鶴山町 6 番地 1 から 6 番地 3 まで

5 建築協定の事項

建築物の用途， 形態及びその他の事項

6 建築協定の期間

5 年間

7 認可年月日及び番号

平成 16 年 11 月 30 日第 1 号

(都市計画局建築指導部指導課)